

## 報道発表

平成25年11月7日  
財務省

### 平成24事務年度の関税及び内国消費税の申告内容の輸入事後調査結果をまとめました

#### ●追徴税額が過去最高額

財務省は、平成24事務年度(平成24年7月から平成25年6月までの1年間)に、全国の税關が輸入者の関税及び内国消費税(注1)(以下「関税等」という。)の輸入申告に対する事後調査(注2)を行った結果をまとめたのでお知らせします。

1. 平成24事務年度は、4,960者の輸入者に対して事後調査を行いました。
2. 事後調査の結果、申告漏れ等(注3)のあった輸入者は3,402者でした。
3. 申告漏れ等に係る課税価格は1,639億9,708万円となり、これに対する関税等の追徴税額(注4)は298億9,468万円、追徴税額に含まれる重加算税額は46億1,970万円であり、ともに過去最高額でした。  
(参考)これまでの最高額:追徴税額は平成23事務年度の155億7,907万円、重加算税額は平成22事務年度の1億2,980万円でした。
4. 申告漏れ等により納税額の不足が多かった品目は、(1)肉類、(2)電気機器、(3)機械類、(4)医療用品、(5)織物衣類でした。これら5品目で、納付不足税額の総額の72.6%を占めます。
5. 主な申告漏れ等の内容は、(1)虚偽の価格による申告、(2)インボイスに記載された決済金額以外の貨物代金(輸入後に精算される場合等)の申告漏れ、(3)海外生産のために輸入者が輸出者に無償で提供した材料費用などの申告漏れでした。

(注1)内国消費税:輸入する貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等の間接税をいいます。

(注2)事後調査:輸入貨物に係る関税等が適正に納税申告されていたかどうかを通関後に確認するための税務調査です。

(注3)申告漏れ等:課税価格に漏れがあったもののほか、適用税率に誤りがあったものも含みます。

(注4)追徴税額:納税額の不足分と課税価格の申告額が過少であった場合などに課す加算税額とを合算したものをおきます。

[【別添1】輸入事後調査の状況等](#)

[【別添2】事後調査トピックス\[PDF:258kb\]](#)

[【別添3】最近の輸入豚肉に係る処分実績](#)

#### 問い合わせ先

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111  
直通 03-3581-4158  
税關査官 熊谷(くまがい)(内線)5396

財務省 Ministry of Finance Japan

tweet 8+1 0 f いいね! 0

## 輸入事後調査の状況等

【別添1】

## 輸入事後調査の状況

		平成24事務年度	対前年度比	平成23事務年度
調査を行った輸入者 (1)		4,960者	-18.7%	6,098者
申告漏れ等のあった輸入者 (2)		3,402者	-20.7%	4,290者
申告漏れ等の割合 (2)/(1)		68.6%	-1.8ポイント	70.4%
申告漏れ等に係る課税価格		1,639億9,708万円	-33.6%	2,468億5,063万円
(注)課税価格過大申告分除く		1,776億4,818万円	-28.0%	
	関税	205億9,533万円	682.6% (約8倍)	26億3,159万円
	内国消費税	92億9,935万円	-28.2%	129億4,748万円
追徴税額	計	298億9,468万円	91.9%	155億7,907万円
	加算税	51億61万円	694.1% (約8倍)	6億4,234万円
	重加算税	46億1,970万円	10026% (約101倍)	4,562万円

対前年比の%は、前年からの増加若しくは減少の数値で表示しています。

## 納付不足税額が多い上位5品目

平成24事務年度			平成23事務年度			
順位	分類	品目	納付不足税額	分類	品目	納付不足税額
1	02類	肉類	135億8,771万円	90類	光学機器等	19億5,483万円
2	85類	電気機器	13億5,543万円	30類	医療用品	18億6,640万円
3	84類	機械類	11億4,807万円	84類	機械類	16億5,924万円
4	30類	医療用品	11億4,798万円	85類	電気機器	16億4,217万円
5	62類	織物衣類	7億6,481万円	29類	有機化学品	9億9,809万円

分類は、関税率表(関税定率法の別表)に従っています。関税率表は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書の品目表(HS品目表)に基づいて作成されています。

## 主な申告漏れ等の事例

### ○事例1：冷凍豚肉にかかる高価申告（重加算税が賦課された事例）

輸入者Aは、外国から冷凍豚肉を輸入しており、差額関税制度における輸入品の価格が高いものとして低率な4.3%の従価税率を適用して申告していました。

しかしながら、実際の取引価格は輸入申告した価格より低い価格であるため、適用税率は、従価税率ではなく基準輸入価格との差額となるべきものでした。

その結果、申告が過大であった課税価格は101億1,140万円、追徴税額は135億8,536万円（納付不足税額100億6,491万円、重加算税額35億2,045万円）でした。

### ○事例2：仮価格インボイスと決定価格との差額の申告漏れ

輸入者Bは、イギリスの輸出者からワクチンを輸入しており、輸出者が暫定的に作成した仮価格のインボイスで輸入し支払いも行っていましたが、輸入後に取引価格が決定され、仮価格と決定価格との差額を請求されて支払っていました。本来、この差額は課税価格に含められるべきものでしたが、差額について修正申告を行っていませんでした。

その結果、申告漏れ課税価格は69億5,635万円、追徴税額は3億4,781万円でした。

### ○事例3：輸入者が無償提供した材料及び金型に係る費用の申告漏れ

輸入者Cは、中国の輸出者からパチンコ台の部品を輸入しており、輸出者に対して輸入貨物の生産に必要な材料及び金型を無償で提供していました。本来、この無償提供した材料及び金型の費用は課税価格に含めるべきものでしたが、Cは課税価格に含めずに申告していました。

その結果、その他の申告漏れも含め、申告漏れの課税価格は22億3,747万円、追徴税額は1億1,187万円でした。

### ○事例4：輸入貨物に係るロイヤルティの申告漏れ

輸入者Dは、中国の輸出者から自動車部品を輸入しており、その特許権等に関するロイヤルティを関連企業に対し支払っていました。本来、このロイヤルティは課税価格に含めるべきものでしたが、Dは課税価格に含めずに輸入申告していました。

その結果、その他の申告漏れも含め、申告漏れ課税価格は11億5,995万円、追徴税額は5,800万円でした。

### ○事例5：EPA特恵税率の適用誤り

輸入者Eは、ベトナムの輸出者から輸入した靴について、ベトナムの原産品として日ベトナムEPAに基づく特恵関税率（EPA特恵税率）を適用して申告していました。

しかしながら、この靴の生産に使用された底材が中国から調達されており、ベトナムの原産品としての資格を与えるための条件を満たしていないため、EPA特恵関税率を適用することはできないものでした。

その結果、その他の申告漏れも含め、追徴税額は7,694万円でした。

## （参考1）輸入事後調査の目的と方法

### ・調査の目的

輸入事後調査は、輸入貨物の通関後における税關による税務調査であり、輸入貨物に係る納税申告が適正に行われているか否かを事後的に確認し、不適切な税額等を是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的として実施しています。

（注）輸入貨物には、関税のほか輸入に係る内国消費税が課されます。このため、外国から貨物（入国旅客の携帯品などを除く。）を輸入しようとする者（輸入者）は、貨物の輸入の際、税關に対し、輸入申告に併せて関税及び内国消費税の納税申告を行い、必要な税を納付しなければなりません。

#### ・調査の方法

輸入事後調査は、貨物の輸入通関後、輸入者の事業所などを個別に訪問して、輸入貨物についての契約書、仕入書などの貿易関係書類や会計帳簿書類などを調査し、また、必要な場合には取引先などについても調査を行い、輸入貨物に係る納税申告の内容が適切かどうかを確認します。

なお、調査の結果、申告内容に誤りがあることを確認した場合には、輸入者に適切な指導を行い、修正申告の上、不足税額などを納付していただきます。その他、税関において課税価格や税額などを更正することなどにより、不足税額などを納付していただくことがあります。

---

#### (参考2) 差額関税制度

---

差額関税制度では、輸入品の価格が高い時は4.3%の従価税率が適用され、輸入品の価格が低い時は基準輸入価格との差額が関税として課されます。

---

#### (参考3) 重加算税

---

隠ぺい又は仮装により、納税申告をせず、又は誤った納税申告を行った者に対して課される附帯税(無申告の場合40%、過少申告の場合35%)。無申告加算税(15%)や過少申告加算税(10%)より重い経済的措置が課されます。

---

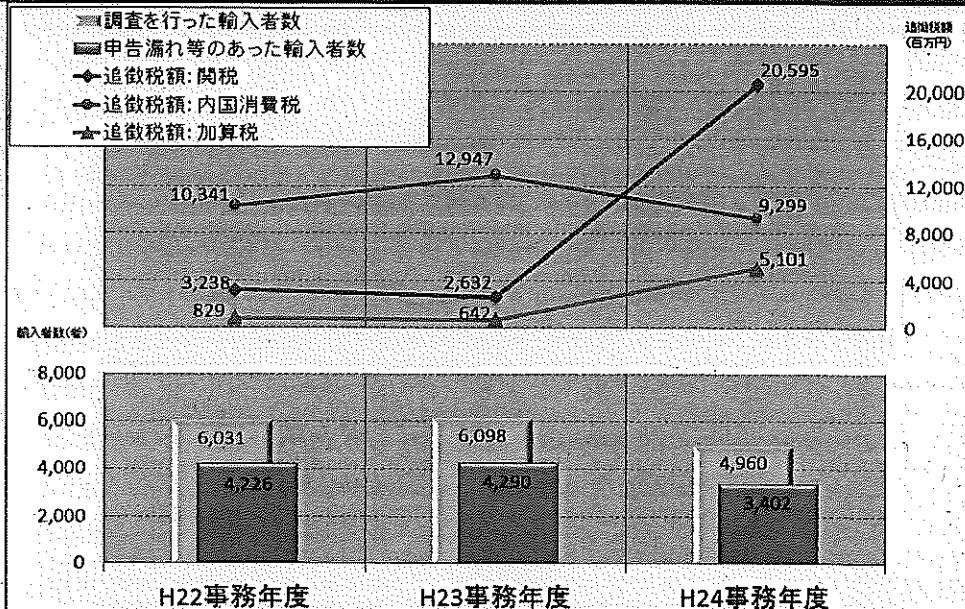
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 Tel(代表)03-3581-4111(9時～18時30分)

Copyright(C) 財務省

## 事後調査トピックス

### 関税と加算税の追徴税額が前年の約8倍と大幅に増加

平成24事務年度の事後調査の結果、数値は、調査を行った輸入者数等が減少していますが、追徴税額が大幅に増加しています。この大幅な増加の要因は、事例1の非違によるものです。また、納税不足税額が多い上位5品目の1位が肉類となる要因も同様です。



### 差額関税制度と冷凍豚肉にかかる高価申告〔事例1〕

豚肉の差額関税制度は、輸入品の価格が一定価格以下のときは、基準輸入価格との差額を関税として徴収し、国内養豚農家を保護する一方、輸入品の価格が一定価格よりも高いときには、低率な従価税を適用することにより関税負担を軽減し、消費者等の利益を図る、という仕組みにより、国内生産者と消費者等とのバランスを図るものとなっています。

このため、申告する課税価格が高い方が、納税額が少なくなる場合があります。

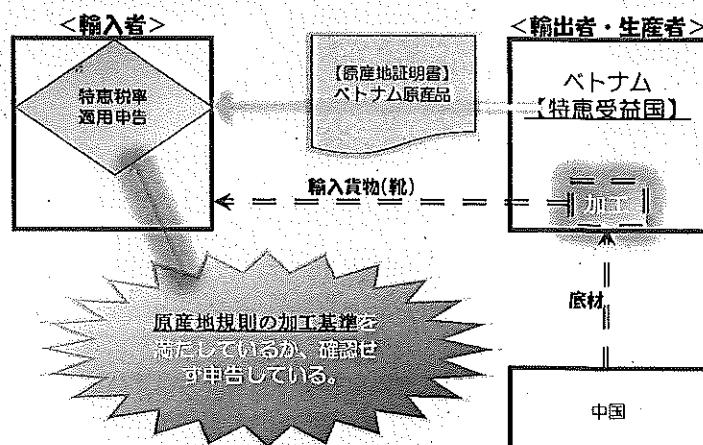
昨事務年度の事後調査において、税關へ価格が高いもの（課税価格過大申告）として低率な従価税を適用した申告を行っていたものの、実際の取引は基準輸入価格に満たない低い価格で行っている事例が認められ、多額の追徴税額が発生いたしました。

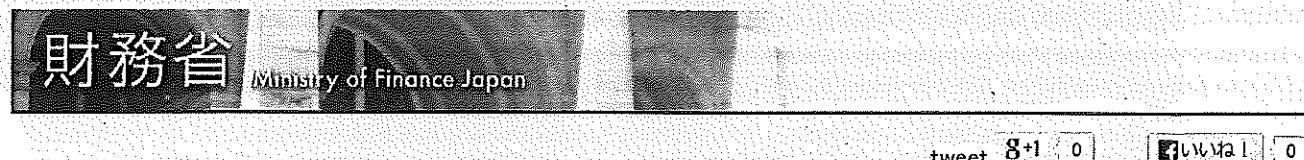
### EPA特恵税率を適用するためには・・・〔事例5〕

事例5は、EPA特恵税率を適用するための条件（原産地規則）を満たしているかを確認せず、原産地証明書の記載内容のみに基づき、EPA特恵税率を適用したことによるものです。

特恵税率は、特定の国・地域の产品に対して適用される、他の国の产品に対して適用される税率よりも低い税率です。当該税率を適用するためには、产品が単にその国から出荷されればよいわけではなく、原産地規則の条件を満たしている必要があります。

なお、一般特恵税率又はEPA特恵税率の適用のためにそれぞれの異なる原産地規則があります。これにより、特恵税率の適用に際しては、税關に照会するなど、事前の確認を充分に行うことが望ましいと考えられます。





## 最近の輸入豚肉に係る処分実績

【別添3】

### 最近の輸入豚肉に係る処分実績

- 平成23、24事務年度において、豚肉の差額関税制度を悪用して関税を不正に免れた事案に対する処分は以下のとおりです。
- 関税局・税關としては、輸入豚肉に係る一層適正な通關の確保及び不正な行為の取締りに努めております(平成24年4月、審査・検査の更なる充実等を通達)。

### 事後調査によるもの

更正年月	仕出地	追徴税額
H24. 12	カナダ、米国	約8千万円
H25. 5.	カナダ、米国	約4億6千万円
H25. 6	デンマーク、米国、カナダ、チリ、スペイン、ハンガリー	約135億9千万円
H25. 6	デンマーク、米国、カナダ、チリ、スペイン、ハンガリー	約41億1千万円

### 犯則調査によるもの

告発年月	仕出地	ほ脱関税額
H23. 10 H23. 11	デンマーク	約4千万円
H24. 5	米国、カナダ、デンマーク	約136億3千万円
H24. 5	米国、カナダ、チリ	約21億1千万円
H25. 2 H25. 3	カナダ、フランス	約6億9千万円

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 Tel(代表)03-3581-4111(9時～18時30分)

Copyright(C) 財務省